



社が判断した場合

- (3)過去に会員契約(その他弊社が提供するサービス契約を含みます。)の解除又は本サービス(その他弊社が提供するサービスを含みます。)の利用を停止されていることが判明した場合
  - (4)申込者が未成年者及び後期高齢者(満75歳以上)等であって、会員契約の申込に当たり成年ご家族(但し、後期高齢者は除きます。)の同意を得ていない場合
  - (5)その他会員契約の申込を承諾することが、技術上又は弊社の業務の遂行上著しい支障があると弊社が判断した場合
- 3 前項に従い弊社が会員契約の申込の承諾又は会員契約の解除を行うまでの間に発生した料金等について、申込者は、第5章の規定に準じてこれを支払うものとします。

## 第9条 (契約事項の変更等)

- 1 本会員は、その氏名、住所又は連絡先等に変更があった場合は、速やかにその旨を弊社所定の方法により弊社に届出するものとします。
- 2 本会員は原則として、会員契約プランの変更はできません。
- 3 本会員は、次の各号の変更を希望する場合には、弊社所定の方法により、弊社に申し込むものとします。
  - (1)本サービス契約期間満了自動更新時のオプションサービスの解約・変更
  - (2)料金等の支払方法に利用するクレジットカードの情報等の変更
  - (3)サービス対象機器の変更
- 4 弊社は、第9条第1項、第2項、第3項の変更申込があった場合は、第8条の申込の承諾の規定に準じて取り扱います。
- 5 第9条第3項第1号のオプションサービスの解約・変更について、弊社に通知のあった日を含む月の末日にオプションサービスの変更があったものとします。但し、法人契約の場合は担当店舗で確認ください。
- 6 クレジットカードの番号、有効期限その他、第9条第3項第2号のクレジットカードに関する弊社への届出事項に変更があった場合、速やかに弊社所定の方法で変更の届出をするものとします。変更の届け出がなく、クレジットカード決済が不能となった場合、弊社の指定する方法により直ちに利用料金後支払うものとします。
- 7 第9条第3項第3号のサービス対象機器の変更について、一度サービス対象を変更した機器に再度登録を変更することはできないものとします。また、サービス対象機器がリコールなどにより商品変更になった場合は、サービス対象機器の登録変更を行うものとします。

## 第10条 (権利の譲渡等)

- 1 本会員は、本サービスの提供を受ける権利を第三者に譲渡、充實、名義変更に従する等の行為をすることができません。
- 2 本会員が死亡した場合は、同一住所のご家族の申し出により、本サービスを受ける権利を同一住所のご家族の方のみ承継することができるものとします。その場合、改めて弊社所定のお支払い手続きを履行する必要があります。
- 3 弊社は、本会員の死亡の事実を知ったときは、同一住所のご家族の申し出がない場合、その時点で会員契約の解除があったものとして取り扱います。尚、この場合に限り残存債務は免除されます。

## 第11条 (「スタープラチナメンバーズカード」再発行)

弊社は、本会員が本カードを紛失、盗難、毀損、滅失等で、弊社が認めた場合に限り再発行を認めるものとします。尚、この場合、本会員は再発行手数料1,100円(税込)の負担が必要となります。

## 第12条 (会員が行う契約の解除)

- 1 本サービスは申込より60ヶ月以上の使用を前提として、月額サービス料金が割引されています。契約期間中に中途解約される場合(強制解約含む)は、契約プラン終了までの残月数に月額料金を乗じた金額の20パーセントを解約違約金として一括でご請求させていただきます。自動更新後の中途解約についても同様です。
- 但し、申込より6ヶ月未満での解約については、第6条に定める本サービスを本会員が一度も利用していないことを弊社が確認した場合に限り、解約違約金を全額免除するものとします。
- サービス対象機器がリコールなどにより商品変更になった場合は、中途解約ではなくサービス対象機器の登録変更を行うものとします。尚、解約の効力が発生するまでにお支払いいただいた月額料金は、いかなる場合もご返金できません。予めご了承ください。
- 2 本会員は、契約期間途中に会員契約を解除しようとするときは、弊社所定の方法によりその旨を弊社に通知するものとします。この場合、解約の申し出があった日をもってサービスを終了いたします。中途解約を毎月14日までにお申し出があれば前月までの月額料金、毎月の15日から末日までに弊社に通知があったものについては当月の月額料金が発生します。月額料金の日割計算は行っておりません。但し、法人契約の場合は担当店舗で確認ください。
- 3 解約後は、第6条に定める本サービスを受ける権利が消滅します。
- 4 本サービス中の個々の解約はできないものとします。但し、弊社がオプションサービスとして定めるサービスに関しては、契約期間満了自動更新時のみ解約・変更できるものとします。

- 5 弊社は、解約の効力が発生するまでに本会員から受領した利用料金その他金銭について、サービスの利用がなかったこと等の事情の一切を問わず、返還しないものとします。
- 6 前項の場合において、その利用中に係る本会員の一切の債務は、会員契約の解除があった後においてもその債務が履行されるまで消滅しません。

## 第13条 (契約解除の通知)

- 1 契約の解除は、契約期間内の場合は、本サービスをお申し込みいただいた弊社店舗にご連絡ください。契約期間満了時は、弊社店舗又は弊社の定める事務局にご連絡いただき、受付完了後の契約期間満了日をもってサービスを終了させていただきます。
- 2 契約期間満了時の解約については、満了日の6ヶ月前より受付可能となり、満了日の1ヶ月前までにお申し出ください。

## 第4章 利用中止、利用停止及び弊社が行う契約の解除

### 第14条 (利用中止)

- 1 弊社は、次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うことなく、本会員による本サービスの利用を中止することがあります。
  - (1)弊社の本サービス用の設備の保守上又は工事にやむを得ない場合
  - (2)災害等により本サービスの全部又は一部が提供できなくなった場合
  - (3)本会員もしくは第三者による本サービス用設備に過大な負荷を生じさせる行為、その他の使用もしくは運営に支障を与える行為、又は本会員もしくは第三者による迷惑メール等送信行為があった場合
- 2 弊社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を本会員に通知します。ただし、緊急、やむを得ない場合は、この限りではありません。弊社は、前各号による本サービスの中止に伴い本会員、又は第三者が被った被害に対しこの規約で定める以外、その一切の責を負わないものとします。

### 第15条 (利用停止)

- 弊社は、本会員が次のいずれかに該当する場合には、何らの責任を負うこともなく、当該会員による本サービスの利用を通知することなしに停止することがあります。
- (1)会員契約において弊社に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (2)支払期日を過ぎても料金等を支払わない場合
  - (3)本会員の指定したクレジットカードを料金等の支払い方法において使用することとなる場合において、当該金融機関の利用契約の解除その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなった場合
  - (4)破産手続き開始又は再生手続き開始の申立があった場合
  - (5)第6章第21条に反した場合
  - (6)前各号の他この規約上の義務を現に怠り又は怠るおそれがある場合

### 第16条 (弊社が行う契約の解除)

- 1 弊社は、前条の規定により本サービスの利用停止を受けた本会員が弊社から期間を定めた催告を受けたにも拘らず、尚その事由が解消されない場合には、その会員契約を解除することができるものとします。
- 2 本会員が前条各号所定の事由に該当し、弊社業務の遂行に支障をきたすと弊社が判断した場合には、本サービスの利用を停止をしない、弊社所定の方法で通知することにより会員契約を解除することができるものとします。
- 3 前項の規定により会員契約が解除された場合、本会員は、本サービスの利用に係る一切の債務を当然に期限の利益を喪失し、第12条第1項に定めた金額を直ちに支払うものとします。

## 第5章 料金等

### 第17条 (料金等)

料金等の具体的な額は、弊社指定の本サービス料金表によるものとします。また、弊社の都合により本サービスの料金を変更することがあります。

### 第18条 (料金等の計算方法等)

- 1 弊社は、本サービスの料金について、申込時に定められたサービス開始日の日付から1ヶ月の間(以下「料金月」と言います。)を単位として計算します。
- 2 弊社は本会員の利用料金の計算を利用月の前月末日に計算し、確定します。
- 3 弊社は、弊社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月を変更することがあります。

### 第19条 (料金等の支払方法)

- 1 本会員は、次の方法により料金等の支払いを行うものとします。
  - (1)クレジットカードによる月額料金支払い
  - (2)その他弊社が定める方法
- 2 料金等の支払いが前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、料金等は当該クレジットカード会社の利用規約において定められた振替日に本会員指定の金融機関の預金口座から引き落とされるものとします。
- 3 弊社は本会員に対し、料金月の利用分の請求を、本会員が本サービスの料金等の支払に指定している当該収納代行業社に対し、毎月行うものとします。本会員は毎月継続して同様に支払うこととします。
- 4 本会員は、クレジットカードの会員番号や有効期限に変更があった場合、遅滞なく弊社にその旨を申し出ることとします。

- 5 弊社はクレジットカードによりお支払いいただいた料金に関して、領収書を発行する義務を負いません。本会員は指定したクレジットカードによって支払ったサービス使用料金等の料金について、弊社からの領収書を請求しこれを承諾することとします。
- 6 前項の規定にかかわらず、本サービスの料金について、その全部又は一部の支払時期を変更させていただくことがあります。
- 7 弊社は、本会員に一定の期間、利用料金の不払い等の事情がある場合、本会員に対して有する利用料金その他の債権を、法務省の営業許可を得た債権管理回収業者に譲渡することができるものとします。本会員は、この債権譲渡を承諾するものとします。

### 第20条 (延滞利息)

- 1 本会員は、本サービスの料金(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過しても尚弊社に対して支払わない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息として弊社が指定する期日までに支払うものとします。
- 2 弊社は、前項の計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第6章 会員の義務

### 第21条 (会員の義務)

- 1 本会員は、本サービスを利用するに当たり、次の行為を行わないものとします。
  - (1)本サービスにより利用し得る情報を改ざんし又は消去する行為
  - (2)他の会員の会員番号等を不正に取得もしくは使用し、又は他の会員もしくは自己の会員番号等を不正に他の会員もしくは第三者に使用させる行為
  - (3)他の会員、弊社もしくは第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
  - (4)他の会員、弊社もしくは第三者を誹謗中傷し又はその名誉もしくは信用を傷つけるような行為
  - (5)他の会員、弊社もしくは第三者の財産又はプライバシー等を侵害する行為
  - (6)詐欺等の犯罪に結びつく行為
  - (7)他の会員、弊社もしくは第三者に対し無断で広告、宣伝、勧誘等の電子メールを送信する行為、他の会員、弊社もしくは第三者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、一時に大量の電子メールを送信する等により他の会員、弊社もしくは第三者の電子メールの送受信に支障をきたす行為、又は特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成14年法律第26号)に違反する行為(以下まとめて迷惑メール等送信行為と言います。)
  - (8)わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待又は若年者にとって不適当もしくは有害な内容の画像、映像、音声、文書又は情報等を送信、又はインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成15年法律第83号)に違反する行為
  - (9)本会員もしくは第三者の設備等又は本サービス用設備に過大な負荷を与える行為
  - (10)事実と反する情報又は意味のない情報を送信する行為
  - (11)その他法令に違反し又は公序良俗に反する行為
  - (12)その他本サービスの運営を妨げるような行為
  - (13)その他各各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為
- 2 本会員は、本サービスの利用及びその結果につき自ら責任を負うものとし、万一、本サービスの利用に関連して他の会員又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の会員又は第三者から何らかの請求がなされ又は訴訟が提起された場合、当該本会員は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとします。

## 第7章 雑則

### 第22条 (会員への通知)

- 1 弊社は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他弊社が適当であると判断する方法により、本会員に随時必要な事項を通知するものとします。
- 2 弊社から本会員へのお知らせは、前項に基づきその内容が本サービス用設備に入力された日に効力を生じるものとします。

### 第23条 (著作権等)

- 1 別段の定めのない限り、本サービスにて提供される全ての情報に関する著作権その他の知的財産権は、弊社又は当該サービス提供各社に帰属するものとし、また、各情報の集合体としての本サービスの著作権その他の知的財産権は、弊社に帰属するものとなります。
- 2 本会員は、本サービスを利用することにより得られる一切の情報を、弊社又は当該情報に關し正当な権利を有する者の事前の許諾なしに、私的使用の範囲を超え目的で複製し、公衆送信する行為等をその方法の如何を問わず自ら行つてはならず及び第三者をして行わせてはならないものとします。

### 第24条 (機密保持及び個人情報の取扱い)

- 1 弊社は、(利用契約の履行に際し知り得た契約者の業務上の機密情報(個人情報及び通信の秘密を含みます。))を厳重に管理し、機密情報を保護するために合法的な予防措置を実施するとともに、第三者に開示・漏洩しないものとします。機密情報のうち、個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるものをい)、個人の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス等を識別できるもの(以下「

については、個人情報の保護に関する法律、その他の法令、各種ガイドラインを遵守します。弊社は本会員が本サービスの利用に関して損害を被った場合でも、何らの責任を負わないものとします。ただし、個人情報に関わる問題が発生した場合は個別に対応します。

- 2 弊社では、以下の目的のために契約者の個人情報を利用します。
  - (1)本サービス・インターネットなど、弊社サービスを提供するため
  - (2)アフターサービスを行うため
  - (3)請求を行うため
  - (4)本会員に有用と思われ情報の提供に利用するため
  - (5)本会員に個別にご了解いただいた目的に利用するため
- 3 契約者は、前項利用目的のために、弊社が、個人情報の一部を個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で外部業者へ委託することに了承するものとします。弊社が保有する個人情報の取り扱いを外部委託するときは、契約により情報管理を徹底すると共に弊社の責任において、委託業者に対して適切な管理・監督を行います。
- 4 弊社では、法令の規定に基づき利用又は提供しなければならない時を除いて、個人情報をお客様の本会員の同意なしに第三者へ提供することはありません。この規定は、本サービスの契約が終了した後も継続するものとします。
- 5 弊社は、本会員の個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩などが起こらないよう適切な安全管理策を実施し、厳重に管理します。ただし、弊社アクニカルサービスをご利用の際は作業内容によって、弊社にて本会員のサービス対象機器をインターネットに接続し、又は、本会員の画像、音楽、個人情報、他人の個人情報等(以下「個人情報」と言います。))を複製、格納することがございますが、本会員自身によってバックアップ後、消去していただくこと、弊社は、本会員のサービス対象機器内の個人情報データに関しての消去、流出、毀損、変化等に関しては、弊社が管理責任を持たないと共に、保証いたしません。
- 6 弊社は、本会員が弊社が管理している本会員の個人情報について開示の請求があった場合は、原則として開示します。ただし、次の各号のいずれかに該当すると思われるときには、当該請求にかかると個人情報の全部又は一部を開示しないことがあります。その場合には、本会員に理由を通知します。
  - (1)申請書に記載されている住所と弊社の登録住所が一致しない場合等、ご本人からの請求であることが確認できない場合
  - (2)代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
  - (3)ご提出いただいた申請書等に不備があった場合
  - (4)弊社の業務の遂行に著しい支障を及ぼす場合
  - (5)本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利を害するおそれのある場合
  - (6)他の法令に違反することとなる場合
- 7 万一、登録内容が不正確又は誤りであることが判明した場合には、弊社は速やかに訂正又は削除いたします。
- 8 弊社は、本会員等が入会の申込に必要な事項の記載を希望しない場合、又は本事項に定める個人情報の取扱いについて承諾できない場合は、入会を断ることや、解約の手続きを取ることがあります。

### 第25条 (本サービスの廃止)

- 1 弊社は、本サービスの全部又は一部を変更、追加及び廃止することがあります。
- 2 弊社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、相当な期間前に本会員に告知します。

### 第26条 (準拠法)

本約款の成立、効力、履行及び解釈については、日本国法に準拠するものとします。また、本規約のうち、本サービスに関して紛争が生じた場合には、訴訟に応じた福岡地方裁判所を第一審管轄裁判所とすることに本会員も弊社も同意するものとします。

### 第27条 (その他)

本サービスの利用に関して、本規約により解決できない問題が生じた場合には、本会員と弊社の間で双方誠意を持って話し合い、これを解決するものとします。

## 附則

この会員規約の第2条第2項、第6条第1項に記載のサービス対象機器については、令和3年2月13日以降に会員になった者に適用するものとします。

この会員規約の第9条第4項、第12条第2項については、令和4年1月1日以降より適用するものとします。

この会員規約の第12条第1項、第2項については、令和5年6月22日以降より適用するものとします。

この会員規約の第9条第4項、第5項、第6項、第7項、第12条第1項、第2項については、令和5年11月1日以降より適用するものとします。

尚、金額の表記については法改正に対応して変更するものとします。